

議案第 5 6 号

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 8 月 3 1 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

日出町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年日出町条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 1 9 条第 1 0 号」を「第 1 9 条第 1 1 号」に改める。

別表第 2 の 4 の項中「による地方税」を「又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 3 号）による地方税又は森林環境税」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第２の改正規定は、令和６年１月１日から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例を改正したいので提出する。